

収入保険

一部市町村では保険料の助成があります！詳しくはお近くのNOSAIまで

県内の加入者の声をお届けします！

経営再建の心強い味方

栽培作物：ナス20.6円



安芸市 野町 和利さん

周りが加入し始めたのを機に、いざという時のためと思って加入しました。保険期間中に病気を患い、収入が激減しましたが、収入保険に入っているということがとても心強く、治療に専念できました。加入していて本当に良かったと思います。最近では先行きが不透明なことも多いため、リスクに備えて加入していて損はないですね。

もしもの備えで前向きに営農

栽培作物：いちご23.9円

大災害への備えと、保険料などが税務申告上「経費」として計上できることから加入しています。令和4年12月の豪雪によってハウスが一部倒壊して、大きく収入が減少しました。収入保険の保険金と併せて園芸施設共済にも加入しているので、ハウスの再建ができ、前向きに営農を続けることができました。これまでも、これからも収入保険は欠かすことができないと思っています。



佐川町 横畠 宏之さん

幅広い補償で安定した農業を

栽培作物：こら61.2円

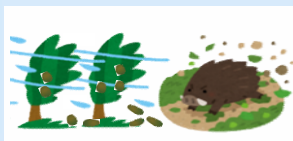


四万十町 廣田 吉男さん

自然災害により収入がなくなったとしても、家族や従業員を守り営農を続けられるようにという思いから収入保険に加入しました。昨年は気象災害でこら25aを定植することができなくなり収入が大きく減少しましたが、つなぎ融資を受けたことで営農を続けることができました。収入保険は自然災害など様々なリスクに対応しており、安心して営農をすることができるので、同じこら農家の仲間にも加入を強く薦めています。

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく**農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です**

自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



この他にも取引先の倒産や作物の盗難など、農業のあらゆるリスクに対応します！



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績で加入できます。
保険期間開始前の直近1年分（令和6年）の青色申告のみで加入する場合は、加入申請時に青色申告承認申請書等を提出していただきます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度との、同時加入はできません。



補償内容

保険期間の農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。（最大補償の場合）

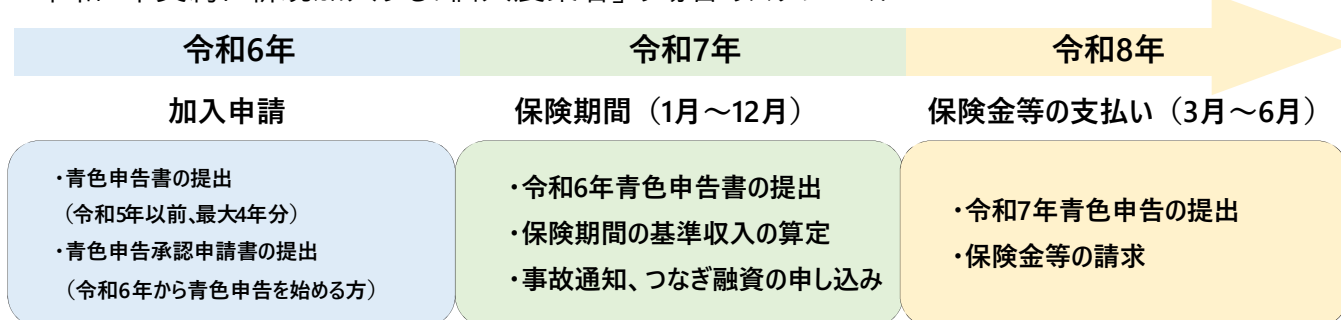
- ※ 青色申告実績の保有年数が5年未満の場合は、最大補償割合が変わります。
4年分の場合は88%、3年分の場合は85%、2年分の場合は80%、1年分の場合（令和6年から青色申告されている方）は75%となります。
- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。



保険期間とスケジュール

税の収入算定期間と同じです。 個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

令和7年契約に新規加入する「個人農業者」の場合のスケジュール



掛金の仕組み

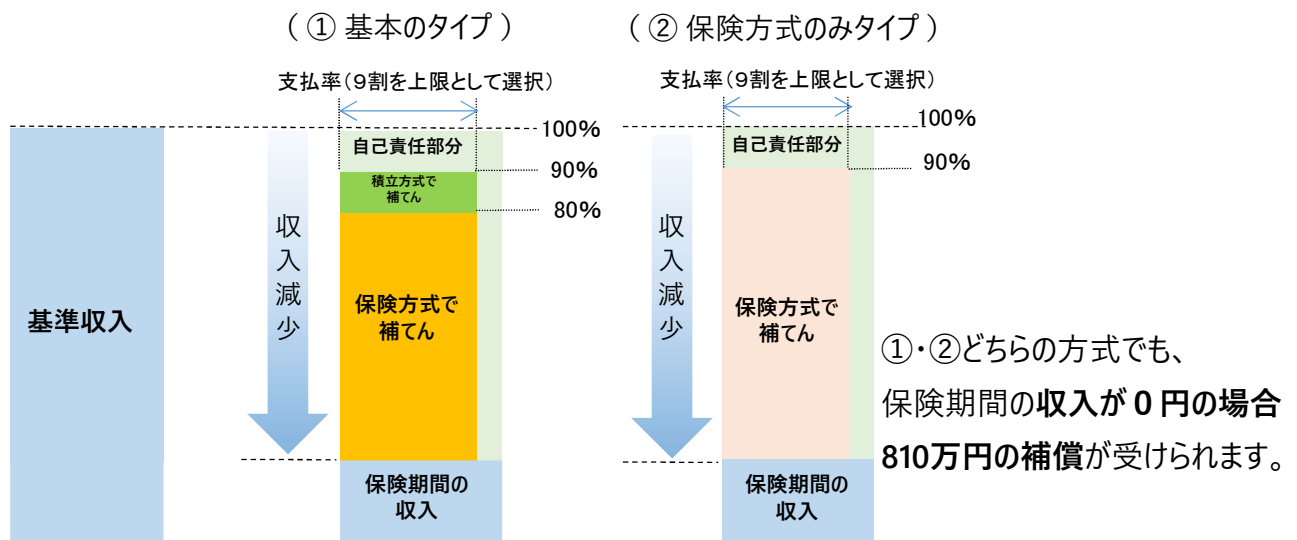
基準収入1,000万円の場合（青色申告の実績が5年ある場合の最大補償の場合）

① 基本のタイプ（保険方式 + 積立方式）

	負担額	補償額	支払開始	特徴
保険方式	10.8万円	720万円	800万円以下	掛捨てのため、経費に
積立方式	22.5万円	90万円	900万円以下	使わなければ翌年の補償にスライド

② 保険方式のみのタイプ

	負担額	補償額	支払開始	特徴
保険方式	23万円	810万円	900万円以下	掛捨てのため、経費に



※ 上記の他に、付加保険料（基準収入1,000万円に対し2.2万円）が必要です。（掛捨てのため、経費となります）

※ 保険料・付加保険料は50%、積立金は75%の国庫補助があります。

上記金額は国庫補助適用後の金額です。

※ 保険金の支払実績に応じ、継続加入の保険料が増減する仕組みとなっております。

※ 積立金は補てんに使われなければ翌年に持ち越され、加入をやめた場合は、全額返還されます。

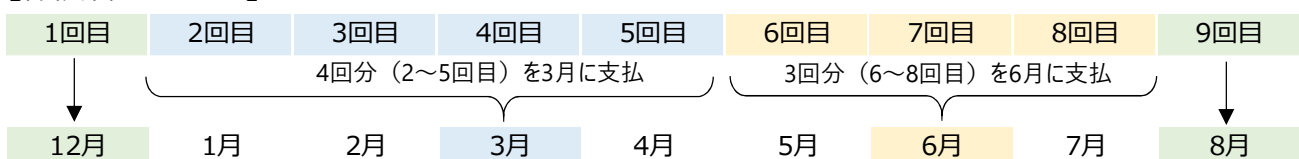
保険料、積立金の支払は最大9回まで分割可能

支払回数は、一括、2回、3回、5回、9回から選択できます。1回目は必ず保険開始の1ヶ月前（個人は12月、法人は事業年度開始月の前月）に、付加保険料全額と合わせて納入していただきます。

1回分の支払額（保険料＋積立金）を、12～8月までの希望する月に割り振ることができます。

(下图参照)

【保険料等支払例】





無利子のつなぎ融資が受けられます！

保険期間の青色申告によって保険金等を計算するのが通常のスケジュールですが、出荷量の減少や価格低下等により保険金等の受取りが見込まれる場合、受取り見込保険金等の8割を上限に、**無利子のつなぎ融資を受けることができます。**

被害の程度や申告時点の農業収入金額の証明書類提出を経て、受取り見込保険金等を算出してお支払いしています。お支払いしたつなぎ融資は、**青色申告後に支払われる保険金等で精算**し、追加払いもしくは差額を返還いただきます。



付加保険料（事務費）の割引

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約を付した方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

	新規加入者	継続加入者
インターネット申請+自動継続	4,500円割引	3,200円割引
インターネット申請のみ	4,500円割引	2,200円割引
自動継続特約のみ	1,000円割引	

インターネット申請を始めるには、まずは経済産業省が発行する「gBizID」を取得後、インターネット申請を利用するためのIDである「eMAFFプライム」を取得する必要があります。

「eMAFFプライム」の取得は、NOSAIがサポートします。詳しくは職員までお尋ねください。



高知県令和5年契約の加入・支払状況

県計	
加入者数	1,239件
請求者数	300件
請求金額	10億4,021万円

西部支所	
加入者数	434件
請求者数	139件
請求金額	3億6,847万円

中部支所	
加入者数	336件
請求者数	81件
請求金額	5億2,894万円

東部支所	
加入者数	469件
請求者数	80件
請求金額	1億4,280万円

● 主な収入減少理由
価格低下、病虫害、気象災害

● 主な請求品目
しょうが、みょうが、にら

（令和6年7月末現在）

個人の方は12月まで、法人の方は事業年度の末月までに加入申し込みをお願いします。詳しくはお近くのN O S A I までお問い合わせください。

お問い合わせ先

○東部支所	〒783-0004	南国市大堀甲2295-4	088-864-2220
○安芸事業所	〒784-0043	安芸市川北甲1951-2	0887-35-2275
○中部支所	〒781-2120	吾川郡いの町枝川2410-22	088-856-7111
○西部支所	〒786-0004	高岡郡四万十町茂串町381-1	0880-22-4333
○幡多事業所	〒787-0019	四万十市具同3223	0880-37-5537

